

一般質問一覧

① 業務継続性確保のための非常用電源設置を！ 細川ゆかり ◀P12	② 住民自治の第一歩！「知る」と「関わる」 中土翔太 ◀P13	③ 文化の振興と石部文化ホールについて 赤祖父裕美 ◀P13	④ 带状疱疹・緑内障は早期発見の努力を 副田悦子 ◀P14	⑤ 思いやりのあるまちづくりを目指して 大島正秀 ◀P14	⑥ まちの活性化について 望月卓 ◀P15	⑦ 災害対策の備えについて 永田誠治 ◀P15	
⑧ 誰もが利用しなくなる図書館サービスの充実 松井けい子 ◀P16	⑨ 医療施設・スポーツ施設・道路管理の充実!! 堀田繁樹 ◀P16	⑩ 公共施設等総合管理計画について 奥村幹郎 ◀P17	⑪ 菩提寺付近の交通・水害の問題について 川波忠臣 ◀P17	⑫ ごみステーションの設置、維持管理!! 森すなお ◀P18	⑬ 新年度の予算編成に向けて 加藤貞一郎 ◀P18	⑭ 子ども居場所づくり・道路整備について 藤川みゆき ◀P19	⑮ 戦没者慰霊碑(忠魂碑)の見守りについて 松原栄樹 ◀P19

湖南省議会の副議長選挙について

「立候補した議員ではなく立候補していない議員が当選した」という副議長選挙の事実関係を市民の皆さまにお知らせいたします。

○法律には正副議長選挙への立候補という制度はなく投票または指名推選しかありません。

湖南省議会では、議会の公開性を高めるため、希望者が立候補の意思表示をする場合、本会議ではなく法律に抵触しない休憩中に設けています。その休憩後に議会を再開して選挙(投票or指名推選)を行うこととなります。これは全国の市どもも同じで、なかには立候補の意思表示の場を取り入れていない市もあります。

○立候補しない議員が当選するということ

議会の選挙は、立候補者から選ぶ一般選挙(市議会議員選挙等)と異なり、正副議長経験者や新人議員を含めた全議員が候補者となるので、立候補した議員を含め全議員の中から相応しいと思う議員に投票するという、議員間での信認による決定が法律による定めです。

○指名推選の方法で選挙を行うということ

指名推選の方法は、会派代表者会議(全会派代表者で協議する場合)、議会運営委員会(議会運営を協議する場合)で決定し、その後の議員全員協議会(全議員の協議の場合)で報告するとともに、その議事進行については、法律の規定どおり、第1ステップ「指名推選の方法に異議がないこと」、第2ステップ「指名を行う者に異議がないこと」、第3ステップ「指名された者に異議がないこと」

との議事進行について資料を基に全議員が確認しました。

このような議事進行については、議会運営委員会が決定した内容に基づいて議会事務局が作成した議長口述書に沿って行われます。

○指名推選への異議について

議会の公開性・透明性を高めるため、立候補者の氏名だけでなく、指名推選で「指名される者」の氏名が出る第3ステップの時点で「異議」を唱え投票に移行するという議事進行予定でした。しかし「指名される者」の氏名が出る前の第1ステップで異議ありという声が上がったため、事務局職員が発言者に確認したところ「発言のタイミングを間違ってしまった」ということでした。そこで全国市議会議長会に「異議あり」の発言訂正が可能か確認したところ、「できない」という回答でしたので、法律に従い、そのまま投票へ移行したため、指名推選による者の氏名が出ない中での投票になってしまいました。

○最後に

二元代表制の一翼を担う議会がその機能を発揮するために、条件が合えばできるだけ指名推選による選挙を採用しており、最近10年間のほとんどの議長選挙と複数回の副議長選挙で指名推選の選挙を行っています。

湖南省議会では、議会の公開性(立候補)と法律遵守(投票or指名推選)を両立しながら、市民の皆様に分かりやすい議会運営をめざし、全議員の同意を得て進めてまいりました。

一部の報道により、市民の皆様误解を与えるような議会運営となりましたが、今後とも開かれた議会、市民の皆様身近な議会運営に努めてまいります。